

# 令和 8 年度ソーシャルマルシェ & キッチン GINGHAM 運営業務 事業者選定に係る公募実施要領

## 1 目的

群馬県では、県庁舎 31 階の東側スペースを整備し、誰もが集い、交流し、にぎわいが創出される場所としてソーシャルマルシェ & キッチン GINGHAM(以下、「GINGHAM」という。)を設置した。GINGHAM を最大限活用し、施設利用者、来場者双方に対して継続して質の高いサービスを提供することができる運営事業者(以下「事業者」という。)を公募により選定する。

## 2 公募のコンセプト

GINGHAM では、新しい発想及び起業家の価値創造に資する物品販売その他の事業の場を創出し、並びに県産食材の魅力を発信し、食を介して創造性を喚起する場を提供することにより、にぎわいが創出される場所とすることを目指す。

## 3 業務概要

### (1) 業務名

令和 8 年度ソーシャルマルシェ & キッチン GINGHAM 運営業務

### (2) 業務内容

別紙「令和 8 年度ソーシャルマルシェ & キッチン GINGHAM 運営業務委託仕様書」のとおり

### (3) 業務委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### (4) 委託料上限額

32,054,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

## 4 施設概要

### (1) 所在地

群馬県前橋市大手町一丁目 1 番 1 号

群馬県庁舎 31 階フロア東側の一部(詳細は仕様書を参照)

### (2) 規模

床面積 357 m<sup>2</sup>

## 5 応募者の参加資格

以下の条件すべてを満たしている法人及びその他の団体を対象とする。(個人は対象としない)

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当していない者
- (2) 銀行取引停止処分を受けている者でない者

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと
- (4) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でない者
- (5) 国税及び地方税等を滞納している者でないこと
- (6) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- (7) 当該委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有している者

※上記申請内容において、虚偽の申告がなされた場合は参加資格を取り消す。

## 6 公募スケジュール

項目	スケジュール
① 公募開始	令和7年12月22日（月）
② 質問受付	令和8年1月6日（火）～1月16日（金）午後5時まで
③ 質問回答（公表）	令和8年1月21日（水）
④ 参加申込書提出期限	令和8年1月23日（金）午後5時まで
⑤ 提案書等提出期限	令和8年2月3日（火）午後5時まで
⑥ 審査委員会 (プレゼン及びヒアリング)	令和8年2月10日（火）
⑦ 審査結果発表	令和8年2月17日（火）（予定）までに公表

## 7 質問受付

参加申込み及び応募手続き等にあたり、質問がある場合は、次の期間に限り質問を受け付ける。

### （1）受付期間

令和8年1月6日（火）～1月16日（金）午後5時

### （2）質問方法

「質問書【様式2】」によりメールで提出すること。

※メール送信後、必ず以下の電話番号あて到達確認の電話をすること。受信確認をしたもののみ有効とする。

### （3）提出先

- ・メール：[dejitora@pref.gunma.lg.jp](mailto:dejitora@pref.gunma.lg.jp)
- ・宛 先：群馬県知事戦略部デジタルトランスフォーメーション課NETSUGEN室 NETSUGEN運用チーム  
※メール件名を「【質問書】GINGHAM運営業務」とする。
- ・電 話：027-226-2331

#### (4) 回答

令和8年1月21日（水）までにメールにより回答する。質問の内容や回答は、個別の企画提案の内容に関わるもの除き、県ホームページに公開する場合がある。

### 8 参加申込み

公募事業提案への参加を希望する事業者は、「**参加申込書・誓約書【様式1】**」をメールで提出すること。

#### (1) 提出期限

令和8年1月23日（金）午後5時必着

#### (2) 提出先

上記7（3）のとおり。

※メール件名を「**【参加申込】 GINGHAM運営業務**」とする。メール送信後、必ず到達確認の電話をすること。受信確認をしたもののみ有効とする。

### 9 提案書等の提出

提出書類により、審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を行い、優先交渉者を決定する。下記に類する書類がない場合は、事前に相談すること。

#### (1) 提出書類

##### ア 事業提案書【様式3-1】

※各評価項目の内容記載があれば任意の様式（プレゼン用のパワポなど）で可とし、必ずしも【様式3-1】を使用しなくてもよい。

##### イ 見積書【様式3-2】

※宛名は「群馬県知事 山本一太」とし、3（4）の委託料上限額範囲内の金額を提示。

①施設管理・運営業務、②施設利用促進業務、③交流・連携事業の各積算内訳、単価・数量も明記すること。

##### ウ 事業者概要説明書（様式任意）

※創業年月日、資本金、従業員数、事業内容、事業経歴等を記載すること。

上記の記載があればパンフレット等でも可。

##### エ 法人登記簿謄本または履歴事項全部証明書（3か月以内に発行されたもの）（\*注）

##### オ 直近1年分の決算書（損益計算書・貸借対照表）の写し（\*注）

##### カ 課税（免税）事業者届出書【様式4】

##### キ その他の資料（適宜）

※（\*注）印の付いた書類については、群馬県「令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿」  
搭載者は提出不要。

#### (2) 提出方法

メールで提出すること。

※7MBを超える場合は、事前に7（3）へ連絡すること。（県からファイル共有システムURLを送付）

**（3）提出期限**

令和8年2月3日（火）午後5時必着

**（4）提出先**

上記7（3）のとおり

**10 優先交渉者の選定**

**（1）選定方法**

提出された企画提案書及びプレゼンテーションにより審査を行う。

**（2）審査方法**

「ソーシャルマルシェ＆キッチン GINGHAM 運営事業業務審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、令和8年2月10日（火）（予定）に企画提案書の説明（30分程度のプレゼンテーション及びヒアリング）を群馬県庁にて実施。最も評価が高い者を優先交渉者として選定する。

プレゼンテーション及びヒアリングの実施日時等の詳細については、企画提案書受付後に改めて通知する。

**（3）評価項目**

審査にあたっては、次の項目（配点計50点）を基に総合的に評価します。

No	項目	内容	配点
①	事業者の信頼性	公募の目的を理解し、信頼できる事業者か	10点
②	管理・運営	適切な人員を配置し、施設の管理・運営について、具体的な提案があり、業務を効果的に進めることができるか	15点
③	施設の利用促進 交流・連携事業	運営に必要な情報収集や発信のほか、交流・連携事業について具体的な提案があり、魅力的な事業運営が期待できるか	15点
④	事業継続性	経営状況、類似業務の経験などから適切な運営が期待できるか	10点

**（4）審査結果**

審査結果については、2月17日（火）（予定）までに参加者全員に連絡するとともに、県ホームページにおいて公表する。

## （5）留意事項

次のいずれかに該当するときは、優先交渉者としての決定を取り消す。

- ① 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき
- ② 審査委員またはその関係者に接触を求める等、評価の公平性を害する行為を行ったと認められるとき
- ③ 事業者の決定後、経営状態の変化等により、委託業務の履行が困難であると県が判断したとき
- ④ 著しく社会的信用を損なう行動により、事業者としてふさわしくないと県が判断したとき
- ⑤ 事業者が参加資格要件に該当しなくなったとき

## 1 1 契約の締結

- （1）審査により選定された優先交渉者と交渉を行い、委託料上限額の範囲内で契約を締結する。
- （2）企画提案の内容で契約するものではなく、具体的には県との交渉で決定する。
- （3）優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。
- （4）委託により作成された成果物に関する全ての権利は、原則群馬県に帰属する。ただし、提案内容によっては、条件を付して受託者に権利を帰属させることも可能とする。
- （5）受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することがある。この場合において、県は受託者の損害を補償しない。

## 1 2 その他

- （1）応募に係る費用は全て応募者の負担とする。
- （2）提出された書類は一切返却しない。
- （3）提出された書類は、本業務委託候補者の選定以外に応募者に無断で使用することはない。
- （4）提出された書類は、群馬県情報公開条例により、個人情報を除き公開の対象となる。
- （5）提案内容に含まれる特許権など、法令に基づき第三者の権利の対象となっている者を使用した結果生じた責任は応募者が負う。
- （6）手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （7）本要領に定めのない事項または疑義が生じた事項については、別途協議の上、決定する。

## 1 3 問い合わせ先

- （1）所在地 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- （2）担当所属 群馬県知事戦略部デジタルトランスフォーメーション課NETSUGEN室  
NETSUGEN運用チーム（担当者 阿久津）
- （3）連絡先 電話番号：027-226-2331 / Mail：[dejitora@pref.gunma.lg.jp](mailto:dejitora@pref.gunma.lg.jp)